

日割り規定

日割りのできる主な事項例

- ①旅行
- ②帰省
- ③長期病気の治療・療養（診断書の提出をお願いする場合があります）
- ④その他保育園が認める事情（ご相談ください）

日割りができない主な事項例

- ①家庭保育等
- ②通常の風邪等
- ③感染予防のお休み等
- ④気象による休園等

条件

- ①**年度に1度限り**、以上の理由において2週間以上の長期休暇を取る場合、最高1ヶ月まで保育料を免除、または日割りにて支払うことができます。
- ②事前に保育料免除・日割り願い提出する必要があります。
- ③突発的な長期病休に関しましては事後報告でお願いします。計画的な長期治療・療養の場合は事前報告をお願いします。

その他

※2週間以上の長期病休に関しましては年度中複数回日割り願いを出すことができます。但し保育料免除は**年度1度限り**となります。

※日数、クラスによっては日割りの方が保育料より高くなることもありますので、保育料より安くなる場合に申し込み下さい。

※1度日割り願いを出した後に日数を変えることはできません。
（保育園が認める理由であれば可）例①を参照ください。

※日割り願いはホームページからもダウンロード出来ます。

各クラス日割り金額

マリヤ組 (0歳児)	4,500 円
マリヤ組 (1歳児)	4,000 円
ヨセフ組	3,500 円
サムエル組	3,000 円
ダビデ組	2,500 円
モーセ組	2,000 円

主な事例

- 例①「帰省または旅行で1ヶ月のお休みを申し込んだが、予定が変更し早く帰ってきたので残りの日数を日割りで登園させたい」
※この場合は事前に登園させる日程を連絡いただけたら可能です。
- 例②「帰省または旅行で2週間のお休みを申し込んだが、帰ってきたら疲れている、または通常の風邪をひいたので3週間目から登園させたい」
※帰省、旅行等から帰ってきた後は家庭保育になるのでこのような場合は変更できません。
- 例③「続けて感染症にかかって長期にお休みした場合、または風邪をこじらせ入院した場合」
※そのような場合は可能です。登園許可書、治癒届出書等で確認ができるので診断書等の提出は必要ありません。
- 例④「風邪をひいて3週間お休みしたので日割りをお願いしたい。」
※そのような場合は、どのような風邪なのか、感染予防でお休みしたのかがはっきりしないので不可です。

長期休園について

1ヶ月以上の保育料免除希望の場合は休園扱いとなります。休園は最高1年間までとなります。但し園児の席を確保することはできません。復園時クラスが定員に満ちていた場合は待機となります。1年を超えると退園扱いとなり、再度入園する場合は復園料の支払いが必要となります。